

中小・ベンチャー企業等を支援する知財制度について (今後の課題)(例)

1. 知財の創造・権利化

(現状評価)

中小企業や地域等による知財制度・システムの活用を促進すべく、特許庁では、これまで「知財総合支援窓口」の全都道府県への設置、特許関係の手数料の減額、中小企業等に対する減免措置の拡大等に取り組んできた。

しかしながら、中小企業や地域あるいは個人など幅広い主体による権利の取得状況は、米国と比較しても依然として少なく、満足すべき水準にはない。今後、弁理士、弁護士等との連携を含め、一層のユーザーサービス向上や普及啓発等が必要ではないか。

(今後の施策例)

- (i) 権利化の必要性や可能性、模倣品対策等を弁理士や弁護士に気軽に相談できるよう知財総合支援窓口の体制を拡充するとともに、窓口来訪者への支援から企業訪問などの積極的な支援へのシフト
- (ii) 弁理士・特許事務所によって質の高いサービスが提供される環境の整備・充実
- (iii) 中小企業等にとって負担が重い先行技術調査への支援（簡便かつ一覧性を持った検索システムの提供、先行技術調査の支援の補助など）
- (iv) 技術動向調査の更なる拡充と中小企業等への情報発信
- (v) 地方出張・TV面接システム等を活用した審査官による中小企業等への対面審査（面接審査）の拡充
- (vi) 海外における権利化の支援、新興国等の知財制度・運用の情報（出願実務、審判・訴訟実務、審判例・判例等）の提供
- (vii) 諸外国の状況等も踏まえつつ、国内外の特許情報（特に、中国語文献等）のユーザーへの提供
- (viii) 中小企業にとって使いやすい制度の更なる整備（意匠や商標を含めた知財に関する料金制度・運用のあり方の検討）
- (ix) 人材の育成（有望な発明を発掘する目利き能力や、知財権を有効に活用するマッチング能力を備える知財活用人材を育成）
- (x) 草の根のイノベーションを推進するための顕彰・報奨のあり方の検討
- (xi) 地域発祥のブランド保護・促進を行うため、地域団体商標の権利主体拡充の検討

2. 知財の活用

(現状評価)

中小企業等が取得した知財権を適切に活用し、収益増大につなげるため、経済産業省では、「知的資産経営」の推進、特許流通アドバイザー事業、知財マッチング等の施策を講じてきた。現時点で、知財権を含む知的財産を金融機関の融資に結びつけた事例が数件生まれつつあり、また、大企業が保有する特許権の中小企業による活用、事業化の成功例も見られる。

他方、現時点では、これらの取組みの広がりがごく限定的である一方、いわゆる「休眠特許」は依然として高い割合を占め、中小企業による権利の活用にも濃淡が見られる。今後、金融機関や関係省庁との連携を含め、より戦略的な取組みを強化し、知財権の強力な活用を推進する必要がある。

(今後の施策例)

- (i) 知財総合支援窓口から派遣された専門家が中小企業の技術評価や知的資産経営報告書を作成し、それらを活用した金融機関との連携支援
- (ii) 大企業保有の知財権を中小企業等の事業で活用するための橋渡し機能の充実
- (iii) 特許権を絡めた技術移転を促進する民間活動の支援及び推進

3. 模倣品・技術流出への対応

(現状評価)

経済産業省では、不正競争防止法の改正による営業秘密への対応、海外における模倣品対策のための中国との二国間協議等の取組みを行ってきたが、国内外の模倣品被害が引き続き減少しておらず、また、営業秘密の海外を含めた競合相手先への流出事例は後を絶たない。営業秘密としての保護を受けるためには、「秘密としての管理」が必要となるが、実践できていない企業も多い。また、出願公開など特許情報を経由して技術流出や模倣品被害を招いているという指摘も存在する。

(今後の施策例)

- (i) 海外現地における判例等専門情報の提供や侵害調査費用の助成など模倣品対策の維持強化
- (ii) 何を知的財産権として権利化し、何を営業秘密として保護するのかの峻別を踏まえた、営業秘密の保護強化や相談体制の充実
- (iii) 出願公開のあり方を含めた特許情報を経由した技術流出への対応の検討